

三木市農業活性化協議会  
化学肥料低減定着対策事業 業務方法書 (案)

制定：令和5年8月25日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この業務方法書は、三木市農業活性化協議会（以下「協議会」という。）が肥料価格高騰対策事業交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する肥料価格高騰対策事業のうち化学肥料低減定着対策事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営に関する基本方針)

第2条 協議会は、地域において農業者における化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組の定着を図るための支援を行うことを通じて、肥料原料の国際価格の変動の影響を受けづらい生産体制の確立を進める。

2 協議会は、交付等要綱、実施要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び適正化法に基づく命令等の法令を遵守するとともに、この業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に交付等要綱に基づき行う本事業に要する経費を支払うために必要な交付金を安全に管理しつつ、この業務方法書に定めた手続に従って、実施要領第13の4に定める交付対象者（以下「交付対象者」という。）に対し、本事業に係る交付金を交付するものとする。

## 第2章 化学肥料低減定着事業の実施

### (地域計画書)

第3条 協議会は、実施要領別記2の第2の1の規定に基づき、必要に応じて交付対象者との協議を行った上で、地域において化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組の定着を図るため交付される交付金の取組内容等を記載した個票（以下「取組個票」という。）を作成する。

2 協議会長は、実施要領第10の2の（1）のアの規定に基づき、地域計画書を作成し、前項で作成した取組個票を付した上で、兵庫県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）が別に定める日までに様式第1号により県協議会に提出し、承認を受けるものとする。

3 協議会長は、地域計画書の変更が生じた場合には、様式第2号により変更等承認申請書を作成し、県協議会長に提出して承認を受けるものとする。なお、地域計画書の変更を行う場合には、あらかじめ県協議会に変更内容を相談するものとする。

#### (交付金の支払)

第4条 協議会は、第3条第2項の申請の後、県協議会より採択された旨の通知を受けた際には、県協議会に対し、様式第3号により、交付金の振込先の口座情報を提出するものとする。

2 協議会長は、県協議会長から交付金を交付された場合には、遅滞なく、地域計画書に記載した交付対象者に交付金を交付するものとする。

#### (交付金の返還)

第5条 協議会は、承認を受けた地域計画書の変更等により、県協議会から支払われた交付金に余剰が生じた場合は、県協議会に申し出るものとする。

2 前項に該当する場合、協議会は、県協議会が別に定める日までに求められた額を県協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、協議会は、県協議会に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、協議会は期日までに返還できない理由を記載した書面を返還期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。

### 第3章 資金の管理

#### (資金の管理)

第6条 協議会は、本事業の実施に当たっては、他の経理と区分管理し、協議会が定めた「化学肥料低減定着対策事業勘定」から行わなければならない。当該勘定の資金を本事業以外の用途に使用してはならない。

2 協議会は、前項の資金をJAみらい三木市久留美支店により管理する。

#### (概算払の請求)

第7条 協議会長は、本事業に要する経費について、概算払請求を行う場合は、概算払請求書(様式第4号)を作成し、県協議会長に提出するものとする。

### 第4章 報告

#### (事業実績報告)

第8条 協議会は、原則として令和6年2月10日までに交付対象者に対し、取組個票の取組実績等の確認方法に掲げた書類を提出させ、交付金の交付要件を満たしているかどうかを確認するため、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、遅くとも同年2月末日までに申請する交付金の額を確定するものとする。

2 協議会は、実施要領第10の2の(2)のAに基づき、県協議会が別に定める日までに事業実績報告書(様式第5号)を作成し、県協議会に提出するものとする。

#### (事業評価の報告)

第9条 協議会は、交付対象となった取組の実績に関する記録を保存するものとする。

2 地方農政局長等(県協議会の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農

政事務所長、県協議会の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、県協議会の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)が本事業の実施効果等について調査を行う場合、協議会は当該調査に協力するものとする。

## 第5章 雑則

### (帳簿の備付け等)

第10条 協議会は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類について、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 県協議会から交付金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求められた場合、協議会はこれに協力するものとする。

### (取得財産等の管理)

第11条 本事業により交付対象者が交付等要綱第26第1項に規定された財産(以下「取得財産」という。)を取得した場合、法定耐用年数が経過するまでは、取得財産の導入を行う者(以下「導入者」という)による善良なる注意義務をもって当該財産を管理することとする。また、導入者は、本事業により導入した取得財産を常に良好な状態で管理し、その導入目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。ただし、導入者が当該財産の管理運営を直接行い難い場合には、県協議会と協議し、適当と認める者(以下「管理主体」という。)に管理運営をさせることができる。

2 協議会は、本事業の適正な推進が図られるよう、導入者及び管理主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、協議会は、関係書類の整備、取得財産の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、導入者及び管理主体を十分に指導監督するものとする。

3 協議会は、導入者及び管理主体に対し、様式第6号の財産管理台帳その他関係書類の写しを県協議会が別に定める日までに提出させるものとする。

4 導入者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ協議会を通じて、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

### (その他)

第12条 この業務方法書に定めるもののほか、協議会は、必要に応じて、本事業に係る業務の方法についての細部の事項について、協議会長の承認を受け、別に定めることができる。

### 附 則

この業務方法書は、県協議会長の承認のあった日から施行する。

様式第 1 号 (参考様式第 9 号)

三木協議会第 号  
令和 5 年 8 月 30 日

事業実施主体名 代表者氏名 殿

所在地

〇〇協議会

会長

令和 5 年度化学肥料低減定着対策事業地域計画書の承認申請書

化学肥料低減定着対策事業の実施にあたり、地域計画書を作成したので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号農林水産省農産局長通知）第 10 の 2 の（1）のアの規定に基づき、別添のとおり提出する。

（注）地域計画書【取組個票】、事業費の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

## 化学肥料低減定着対策事業地域計画書（実績報告書）

### 第1 協議会の概要

協議会名		
代表者の役職・氏名		
事務局の所在地	〒	
担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

### 第2 事業費

取組 事項	取組の名称	事業費 (A+B)  円	負担区分	
			交付金 (A)  円	自己資金等 (B)  円
個票 番号1	〇〇〇			
個票 番号2	〇〇〇			
推進に係 る費用	—			
合 計	—			

### 第3 取組個票の達成目標（取組内容面積）

個票 番号	取組の名称	取組予定面積 (ha)
1	〇〇〇	
2	〇〇〇	

(注)

- 1 「取組予定面積 (ha)」欄には、取組個票に記載した「取組予定面積」を記入すること。
- 2 実績報告書においては、「取組予定面積 (ha)」を「取組面積 (ha)」に変更すること。

第4 推進に係る費用の内容

費目	細目	経費の根拠	事業費 (A+B)	負担区分	
				交付金 (A)	自己資金等 (B)
備品費			円	円	円
賃金等					
事業費	会場借上				
	通院・運搬費				
	借上費				
	印刷製本費				
	消耗品費				
	燃料費				
	情報発信費				
	役務費				
旅費					
謝金					
委託費					
雑役務費	手数料				
	租税公課				
合計		—			

(注) 別記3の費目と細目を記入すること。

第5 交付金の合計が県協議会から交付された交付金額を超えた場合の調整方法

**第6 事業の完了予定年月日**    令和    年    月    日

(注) 実績報告書においては、「事業の完了予定年月日」を「事業の完了年月日」に変更すること。

**第7 添付資料**

- ・地域計画書【取組個票】
- ・事業費の算出根拠となる証拠書類

**第8 誓約・同意事項**

協議会は、交付金の申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	
<p>1 本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。</p> <p>2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。</p> <p>3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。</p> <p>ア 地域計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合</p> <p>イ 正当な理由がなく、地域計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合</p> <p>(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。</p>		

地域計画書【取組個票】

個票番号	
取組の名称	
取組の目的	
別記1第2の1の (1)アからソま での取組項目	
取組内容	
交付対象者	
交付単価	
交付単価の設定根 拠	
取組実績の確認方 法	
取組予定面積	
事業費	
うち交付金の 所要額	

- (注) 1 交付対象者について、取組の目的に寄与することが明らかでない場合にあつては、「交付の対象となる取組内容」欄に記入するか、別紙としてこれが明らかになるよう交付の条件を付すこと。
- 2 交付単価について、その設定根拠に用いたデータを添付するとともに、化学肥料の使用量の低減に向けた取組の実施に際して、通常取組又は従前の取組のいずれかと比べて掛かり増しとなる経費の2分の1に相当する額以下であることがわかる書類を添付すること。



番 号  
年 月 日

事業実施主体名 代表者氏名 殿

所在地

〇〇協議会  
会長

令和〇年度化学肥料低減定着対策事業地域計画書の変更等承認申請書

地域計画書を下記により〇〇（注1）したいので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第10の2の（1）のケに基づき、別添のとおり提出する。

記

- 1 変更理由
- 2 変更箇所

（注）1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」とすること。  
2 変更後の地域計画書及び添付書類を添付すること。

事業実施主体名 代表者氏名 殿

所在地

〇〇協議会  
会長

化学肥料低減定着事業に係る振込口座について

化学肥料低減定着事業に係る振込口座を下記のとおり提出します。

記

交付金の振込口座

金融機関（ゆうちょ銀行以外）																
金融機関コード（数字4桁）				金融機関名												
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金												
支店コード（数字3桁）				支店名												
預金種別（該当のものにレ印を付けてください）							口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）									
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知																
口座名義																
カナ																
漢字																
ゆうちょ銀行																
記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）										
					※											
口座名義人																
カナ																
漢字																

様式第4号

令和〇年度肥料価格高騰対策事業費補助金（化学肥料低減定着対策事業）  
概算払請求書

番 号  
年 月 日

事業実施主体名 代表者氏名 殿

所在地  
〇〇協議会  
会長

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の承認通知のあった事業について、〇〇都道府県〇〇協議会 肥料価格高騰対策事業 業務方法書の第8条第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	総事業費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残額(A) - (B) + (C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
化学肥料低減定着対策事業	円	円	円	%	円	%	円	%		

番 号  
年 月 日

事業実施主体名 代表者氏名 殿

所在地

〇〇協議会  
会長

令和〇年度化学肥料低減定着対策事業実績報告書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第10の2の（2）のアの規定に基づき、その実績を報告する。

- （注）1 地域計画書に変更があったときは、地域計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正（変更前の部分は取消線で修正）し添付すること（標題を「化学肥料低減定着対策事業地域計画書」から「化学肥料低減定着対策事業実績報告書」に変更すること）。
- 2 添付書類については、以下を添付すること。
- （1）化学肥料低減定着対策事業実績報告書（実施要領参考様式5－2号の別添を実績報告書としたものを言う。）
  - （2）地域計画書又は地域計画書変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類（申請時以降変更のない場合は省略できる。）  
なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。
  - （3）取組内容として機械の導入又はリース導入の取組を位置付けている場合は、地域内において当該取組が拡大することを示す拡大計画
  - （4）取組実績の確認方法として作成又は収集した書類

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 \_\_\_\_\_

地区名		地区	事業実施年度			年度		農林水産省所管補助金名									
事業 区分	事業の内容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業 種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日		処分の 内 容
									国庫補 助金	都 道 府 県 費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。